

令和6年4月7日施行

矢板市長選挙

指定病院等における
不在者投票の手引

注意事項

- 投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。
- 投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。

矢板市選挙管理委員会

は し が き

この手引は、本年4月7日に行われる矢板市長選挙における、指定病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述してものです。

本手引書を熟読いただきますとともに、ご不明の点につきましては、お気軽に選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

目 次

第1	指定病院等における不在者投票の概要	1
1	一般的事項	1
2	不在者投票に関する事項	1
(1)	指定病院等で不在者投票ができる者	1
(2)	不在者投票のできる期間等	2
(3)	投票用紙等	3
第2	不在者投票管理者の職務等	3
1	不在者投票管理者とは	3
2	不在者投票管理者の主たる事務	3
3	不在者投票管理者の留意すべき事項	4
4	指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	4
第3	指定病院等における不在者投票の方法等	4
1	選挙人に対する周知	4
2	投票用紙等の請求	5
3	投票記載場所の設備	9
4	不在者投票	10
5	投票の送付	15
6	汚破損及び残余の投票用紙等の処理	15
第4	その他	16
1	選挙公報等の取り扱い	16
2	経費の請求	16
別記様式1	報告書（兼請求書）	17
	投票用封筒例	19
	お知らせ（原稿）	20

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の期日等

矢板市長選挙（以下「市長選挙」という。）の選挙の期日の告示の日は、令和6年3月31日で、選挙の期日（投票日）は4月7日です。

(2) 市長選挙において投票ができる選挙人は、次の2つの要件を満たす者です。

① 市長選挙の選挙権を有する者であること。

市長選挙の選挙権を有する者とは、4月7日（選挙の期日）現在次のいずれにも該当する者です。

ア 日本国民である者

イ 年齢満18年以上である者

ウ 矢板市の区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者

② 4月7日現在において矢板市選挙管理委員会（以下「矢板市委員会」という。）の選挙人名簿に登録されている者であること。

選挙人名簿に登録されている者とは、平成18年4月8日以前に生まれた日本国民で、原則として次に該当する者です。

○ 矢板市に現に住所を有し、令和5年12月30日以前にその者に係る矢板市の住民票が作成され（転入者については、12月30日以前に転入届がなされ）、引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されている者

（注）選挙の期日（4月7日）において、矢板市委員会の選挙人名簿に登録されている者であっても、4月6日までに他の市町に住所を移した者は選挙権がなくなるので投票ができません。

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

① 市長選挙において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、

留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。)の所在する投票区と同じ場合は、次の者に限られます。

- (ア) 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者
- (イ) 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者
- (ウ) 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は、投票区の内外を問わない。）
- (エ) 選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる者

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

② 指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の3つの方法でも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、矢板市委員会の委員長（以下「矢板市委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（矢板市委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなるためできる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、矢板市委員長に投票用紙等を請求し、現に所在し若しくは居住する市町選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、矢板市委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、矢板市委員長に投票用紙等を送付する方法（以下「郵便等投票」という。）

(2) 不在者投票のできる期間等

① 指定病院等における不在者投票のできる期間は、令和6年4月1日（選挙の期日の告示の日の翌日）から4月6日（選挙の期日の前日）までであり、

不在者投票のできる時間は、この間の毎日午前8時30分から午後5時まで（土、日曜日と同じ。）です。

- ② 投票用紙等の請求は、4月1日（不在者投票の開始日）前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。

ただし、矢板市委員長が投票用紙等を直接交付するのは不在者投票の開始日以降（郵便等をもって送付する場合には、矢板市委員会の定める日以降）となります。

なお、不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵便等により送付された場合であっても不在者投票を行う日は、4月1日以後に設定しなければなりませんので御留意ください。

- ③ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から矢板市委員長に送致又は郵便等（速達扱いとする。）によって送付することになります。

なお、送致等を受けた矢板市委員長は、当該投票を4月7日の投票所閉鎖時刻（午後7時）までに選挙人の属する投票区の投票所に送致しなければなりませんので、選挙の期日の前日までに届くよう努めてください。

(3) 投票用紙等

- ① 投票用紙は、白色の用紙に黒刷となっています。
- ② 投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますので注意してください。

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院及び介護医療院にあつては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長が、労役場及び監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあつては留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をします。

- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。

- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。

- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院及び介護医療院にあっては院長、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長、労役場、監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあってはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続を、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を行ってください。この際、次の（例）のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場

所に何箇所か掲示するなど、適切な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

(例)

お知らせ	<p>当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっていきます。つきましては、来る4月7日に執行されます矢板市長選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。</p> <p>一 投票日時 令和6年4月〇日（〇） 午前9時～午後3時</p> <p>二 場 所 第一病棟第一会議室</p> <p>なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。</p> <p>また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上、おいでくださるようお願いいたします。</p> <p>山川病院院長 山川 〇 〇</p>
------	---

※ 掲示表の原稿を20ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して所要事項を記入の上、利用してください。

(2) 投票時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

(1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、選挙の当日（4月7日）、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」（P1）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。この依頼は、別途配布する不在者投票用紙等請求依頼書に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。（点字投票該当者（4の(3)②「点字投票」（P12）参照）又は代理投

票該当者（４の(3)③「代理投票」（P 1 2）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は、代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。）

また、点字で投票しようとする場合は、その旨申し立てることになっていきますので、請求依頼書中の２の「有」を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も投票用紙等請求書（別紙）の用紙による不在者投票事務処理表（４の(4)「投票の事務処理」（P 1 3）参照）と併せて、当分の間保存してください。

不在者投票用紙等請求依頼書			
令和 6 年 4 月 7 日 執行の下記選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。			
令和 6 年	月	日	
			住所 _____
			氏名 _____
			明治 _____
			大正 _____
			昭和 _____ 年 月 日生
			平成 _____
不在者投票管理者	様		記
1	選挙の種類		
	矢板市長選挙		
2	点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）		
	有		

(2) 指定病院等の長が行う矢板市委員長への投票用紙等の交付請求

- ① 指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第 1 の 2 の(1)①イ（P 1）の者に限る。）、直ちに矢板市委員長に対し、投票用紙等請求書（記載例（P 7）参照）により、直接又は郵便等（速達）によって投票用紙等の交付を請求してください。
- ② 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情等により実際に投票をしなかった選挙人の投票用紙等については、矢板市委員長に返還することになりますが、（6の(2)（P 1 5）参照）、返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申出があった際に投票の意思を十分確認の上、請求するようにしてください。

[投票用紙等請求書の記載要領]

- ① 投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」(表書)及び「(別紙)」(請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙)の2種類です。
- ② 請求書用紙は、7～8ページの【記載例】の要領で記載してください。
- ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「(別紙)」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
- ④ 選挙人が船員で「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている場合は、これを請求書に添付してください(この選挙人名簿登録証明書は、投票用紙等とともに矢板市委員長から返送されますので、返送を受けたときは、直ちに直接選挙人に返付してください。)
- ⑤ 「投票用紙等請求書」(表書)用紙1枚及び「(別紙)」用紙(所要枚数)をとじてください。
- ⑥ 「(別紙)」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう1部を同時に作成(複写機により複写)しておいてください。

(注) (別紙)用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。

矢板市委員長に対し投票用紙等を請求書する際には、(別紙)用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

【記載例】(表書)

投票用紙等請求書	
<p>別紙記載の選挙人(甲山太郎 ほか 4名)は、令和6年4月7日執行の矢板市長選挙の当日、当病院にあるため、当病院において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。</p>	
令和6年○月○日	
〔所在地〕	〇〇市〇〇1丁目1番1号
〔病院等の名称〕	山川病院
〔病院長等の職・氏名〕	院長 山川 〇〇
〔請求書作成者の職・氏名〕	総務課長 乙野 二郎
矢板市選挙管理委員会委員長 様	※ 病院長等の押印は不要

(別紙)

No. 1

令和6年4月7日執行 矢板市長選挙

[指定病院等名称] 山川病院

投票事務処理欄

立会人氏名 ()

投票事務従事者氏名 (ほか 名)

選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字	証明書等
矢板市扇町1丁目1番〇号	甲山太郎 明・大・昭・平 11・6・5		
矢板市本町12番〇号	大山花子 明・大・昭・平 8・2・23		
矢板市上町1番〇号	山田花子 明・大・昭・平 35・12・15	○	
矢板市富田1030番地〇	乙山一男 明・大・昭・平 2・8・8		
矢板市片岡1111番地〇	小川一子 明・大・昭・平 10・1・1		
以下余白	明・大・昭・平 . .		
	明・大・昭・平 . .		
	明・大・昭・平 . .		

点字の場合のみ

この(別紙)は、投票用紙を請求する場合に記載後、1部をコピーして手元に保管してください。

(注1) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項(点字による投票)の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

矢板市委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めるときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等(速達)により送付します(選挙の期日の告示の日以前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は告示の日の翌日以後に、郵便等をもって送付する場合には、矢板市委員会の定める日以降に送付します。)

(3) 指定病院等の長は、矢板市委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等（封筒は、外封筒及び内封筒）を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いていないことを確認のうえ投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、矢板市委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面最下部に選挙人の氏名を記載したシールが貼付してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっていますので、留意してください。

3 投票記載場所の設備

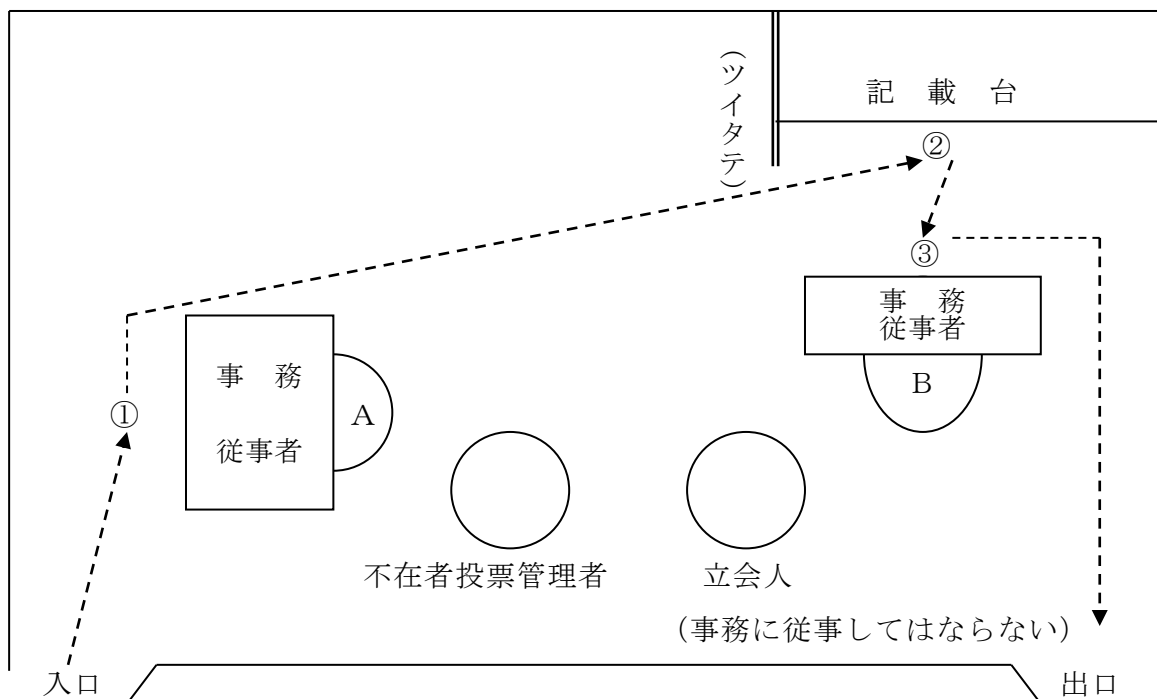
- (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

具体的な配置例及び設備の際の留意事項は次のとおりです。

(不在者投票を行う場所の配置例)

[矢板市長選挙の場合]



(備考) 点線、番号及び事務従事者の記号 (A、B) は、4の(2)「投票の進め方」の手順の③まで (P 10～11) 及び4の(3)③「代理投票」(P 12～13) の表示と一致しています。

- ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
 - ② 記載台には、鉛筆 (3本程度) を用意してください。
 - ③ 記載台の前面及び側面が、外から見透せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
 - ④ 立会人 (4の(1) (P 10) 参照) は常に1名以上着席していなければなりません。また、投票事務の補助は行ってはなりませんし、代理投票の補助者となることもできません。
- (2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書 (例えば表彰状) が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で選挙公報や新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

(1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者 (日本国民で年齢満18年以上の者であればよく、市長選挙の選挙権を有する必要はない。) を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

(注) 不在者投票管理者 (管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。)、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。

(2) 投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日 (4月6日) 午後5時までに (なるべく早めがよい。)、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所 (3の(1)で述べた場所) において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者 (A) は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人か

どうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者1人の氏名を記載する旨を説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（(4)「投票の事務処理」（P 13）参照）。

② 投票用紙等への記載等（記載台）

ア 投票用紙には、候補者1人の氏名を記載します。

イ 内封筒に投票用紙を入れ封をします。

ウ 外封筒に内封筒を入れ封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に署名（代理投票の場合を除き、必ず**自書**する。）します（P 19参照）。

〔 点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。 〕

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（B）が、署名及び封の確認をして受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください（P 19参照）。

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名（必ず**自書**する。）します（P 19参照）。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

（注）投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

(3) 投票の際の留意事項

① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、表面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず**外封筒**に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を**内封筒**に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた**外封筒**に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障又は文盲のため、自ら候補者の指名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障又は文盲のため、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

[許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手順によります。

許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。]

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（A）でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）2人に、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票事務に従事する者のうちから不在者投票管理者が行います。

なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続について説明を行っておいてください。

エ 投票用紙等の交付

(ア) 事務従事者（A）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

(イ) 事務従事者（A）は、投票用紙等を交付した時は、（別紙）の「投票事

務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2名の氏名を記載してください（「(4)投票の事務処理」(P 13～P 14)参照)。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

(ア) 補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すこと、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

(イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらにそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者(B)は、これを確認の上、受領します。

カ 以下、前記「(2)投票の進め方」の手順④以下(P 11参照)に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、矢板市委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることとなります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者(以下「代理記載人」という。)に外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒の表面左下の「(代理投票の仮投票の場合の代理記載人)」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることとなります(P 19参照)。

(4) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した投票用紙等請求書(別紙)用紙を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

記載の方法と記載例

①「用紙交付」欄の記載については、投票用紙を交付した場合は、「レ」の記号を記載します(2)の①「投票用紙等の交付」(P10)及び(3)の③エ「投票用紙等の交付」(P12)参照)。

なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を抹消(×印)し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

② 代理投票を行った場合は、補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。

【記載例】

(別紙) No. 1


令和6年4月7日執行矢板市長選挙

[指定病院等名称] 山川病院

投票事務処理欄			
立会人氏名(海山 二郎)			
投票事務従事者氏名(青田みどりほか 1名)			
選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字	証明書等
矢板市扇町1丁目1番〇号	甲山太郎 明・大・昭・平 11・6・5		
矢板市本町12番〇号	大山花子 明・大・昭・平 8・2・23		
矢板市上町1番〇号	山田花子 明・大・昭・平 35・12・15	○	
矢板市富田1030番地〇	乙川一男 明・大・昭・平 2・8・8		
矢板市片岡1111番地〇	小川一子 明・大・昭・平 10・1・1		
以下余白	明・大・昭・平 . .		
	明・大・昭・平 . .		
	明・大・昭・平 . .		

用紙等交付	投票月日	代理投票補助者氏名
交付せず		
レ	4月4日	
レ	投票せず	
レ	4月4日	乙川 二郎 甲山 三郎
レ	4月4日	

(注1) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項(点字による投票)の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

③ 代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様補助者2名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を  で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

④ 投票事務終了後、事務従事者（A）が使用した（別紙）用紙をとりまとめ、不在者投票事務処理表を14ページの記載例のように作成し、保存してください。

※ この不在者投票事務処理表のコピーを、投票の送付の際と不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくことになります。

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、投票用封筒（外封筒）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、さらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書する。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちに矢板市委員長に直接送致し、又は郵便等（速達）で送付してください（P19参照）。

なお、上記には必ず不在者投票事務処理表（P14）のコピーを添付してください。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

(1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、矢板市委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。

(2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表（P14）のコピーでもよい。）を添付して、矢板市委員長に返還してください。

この場合、投票用紙には決して何も記載しないでください。

(3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せず、必ず矢板市委員長に返還してください。

第4 その他

1 選挙公報

選挙公報のデータについては、4月1日（月）午前10時までに市ホームページに掲載する予定ですので必要に応じてダウンロードし選挙人に適宜配布又は回覧するなど、候補者の氏名等の確認の用に供することとしてください。紙媒体については、4月2日（火）以降であれば市選管事務局内に準備してあります。また、矢板市内については4月3日（水）の新聞折込にて配布予定です。

選挙公報の入手前に不在者投票を行う選挙人については、新聞等により候補者の氏名等を確認するよう指導してください。

なお、指定病院等における不在者投票については、投票記載場所内での候補者の氏名等の掲示の制度がないので、選挙公報は投票記載場所内には絶対に持ち込まないようにしてください。

したがって、選挙公報及び新聞等候補者の氏名等を確認できるものは投票記載場所の外に置き、選挙人の請求に応じ便宜を供するようにしてください。

2 経費の請求

- (1) 矢板市長選挙の不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、4月12日（金）までに報告書（兼請求書）（別記様式1（P17））により、矢板市長あてに報告（請求）してください。

（ 送付先
〒329-2192 矢板市本町5-4
矢板市選挙管理委員会 あて ）

なお、上記報告書には必ず不在者投票事務処理表（P14）のコピーと通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が印字されているページ）を添付してください。

- (2) 上記の経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の定めに基づいて不在者投票をした選挙人1人について1,073円を交付いたします。

なお、投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんので、御注意ください。

報 告 書 (兼 請 求 書)

金 _____ 円也

ただし、令和6年4月7日執行の矢板市長選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費
 [内 訳] (1, 073円 × 不在者投票人数 _____ 人) ※**実際に不在者投票をした人数を記載**
 上記のとおり報告(請求)いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

矢 板 市 長 様

病院等の名称 (法人名から記載)	
所在地	〒 _____ _____ _____ 電話 _____
不在者投票管理者 (施設長等※) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません。(下記参照)。 <フリガナ> _____ 職名 _____ 氏名 _____ 印

使用する印は、理事長印や病院・施設の印ではなく、**施設長等の代表者印**又は私印を押印してください。(シャチハタ不可)

※ 病院及び介護医療院にあつては院長、老人ホームにあつては施設長が不在者投票管理者となります。
法人の理事長ではありません。

振込先金融機関 (なるべく前回の選挙のときに使用した口座を記入してください。)

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支所 出張所	口座 番号	普通 当座
フリガナ 口座名義	_____			

4月12日までに報告願います。

報告担当者名	_____
--------	-------

【委任状】 [不在者投票管理者(請求者)と振込先口座名義が異なる場合に記入]

上記、不在者投票特別経費の受領を下記のものに委任します。

病 院 等 名 _____

請求者職氏名 _____ 印

受領者(口座名義人) _____

- (注1) 投票用紙等請求書(別紙)用紙による不在者投票事務処理表のコピーを添付してください。
- (注2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。
- (注3) 振込先金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
 また、口座名義にはフリガナを付してください。(振込先確認のため通帳のコピーを添付)

報告書(兼請求書)

金 5,365 円也

修正液や訂正印での修正はできません。

ただし、令和6年4月7日執行の矢板市長選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費
 [内 訳] (1,073円 × 不在者投票人数 5人) ※実際に不在者投票をした人数を記載
 上記のとおり報告(請求)いたします。

令和 6年 4月 0日

矢板市長様

病院等の名称 (法人名から記載)	社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇〇園
所在地	〒329-2162 矢板市本町5番4号 電話 0287-43-1111
不在者投票管理者 (施設長等※) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません。(下記参照)。 <フリガナ> トチギ タロウ 職名 施設長 氏名 栃木 太郎

使用する印は、理事長印や病院・施設の印ではなく、施設長等又は私印を押印してください。(シャチハタ不可)

一致している場合は、【委任状】の記入は不要です。

施設長が不在者投票管理者となります。

一致する

振込先金融機関 (なるべく前回の選挙のときに使用した口座を記入してください。)

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 〇〇 支店 支所 出張所	口座番号	普通 当座 0123756
フリガナ	シャカイフクシホウジン マルマルカイ リジチョウ	口座名義	社会福祉法人 〇〇会 理事長 選挙 太郎

※4月12日までに報告願います。

報告担当者名	経理係長 山川 次郎
--------	------------

【委任状】 [不在者投票管理者(請求者)と振込先口座名義が異なる場合に記入]
 上記、不在者投票特別経費の受領を下記のものに委任します。

病院等名 特別養護老人ホーム 〇〇園
 請求者職氏名 施設長 栃木 太郎

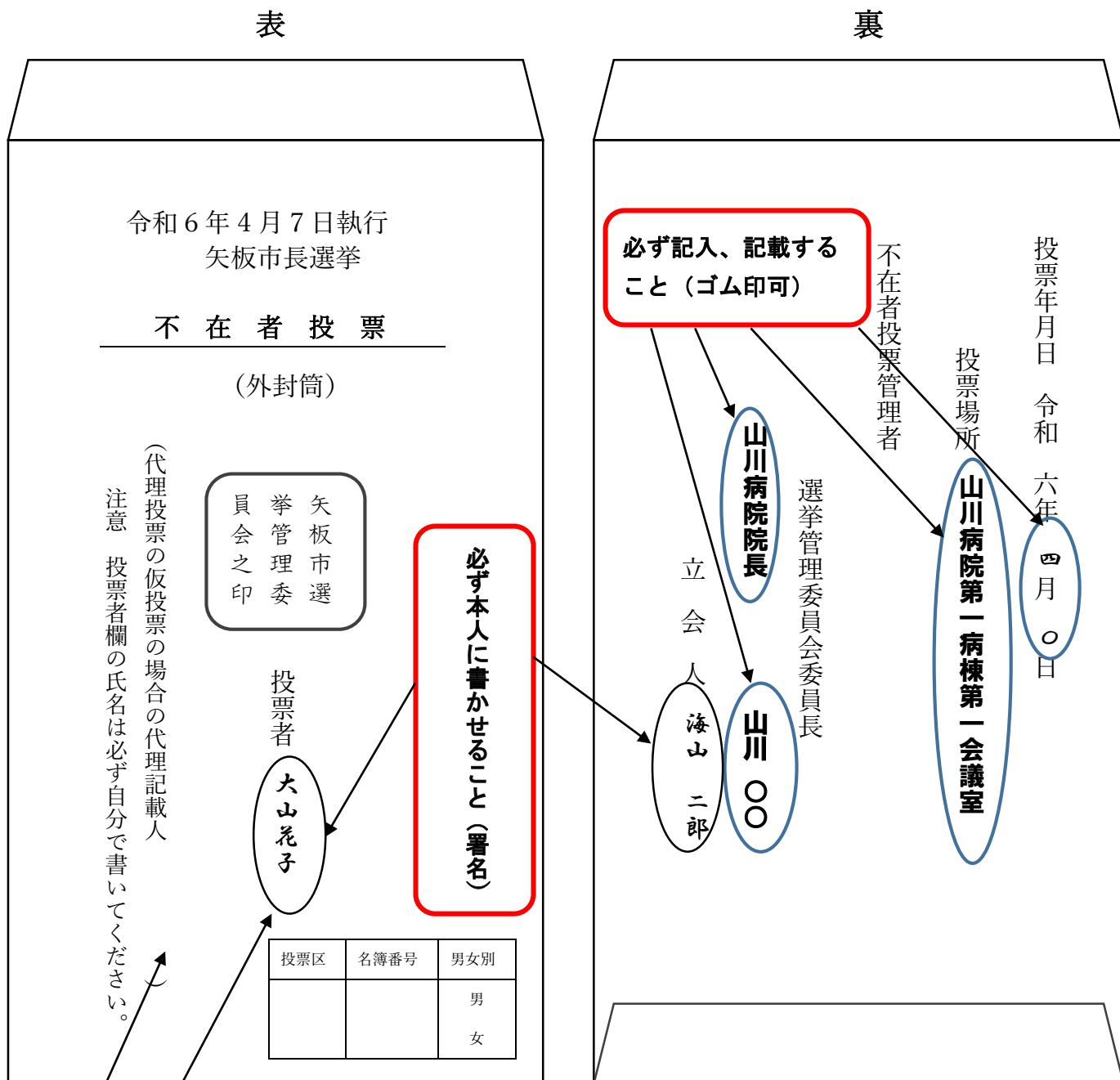
一致する

受領者(口座名義人) 社会福祉法人〇〇会 理事長 選挙 太郎

- (注1) 投票用紙等請求書(別紙)用紙による不在者投票事務処理表のコピーを添付してください。
- (注2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。
- (注3) 振込先金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。また、口座名義にはフリガナを付してください。(振込先確認のため通帳のコピーを添付)

投票用封筒（外封筒）

【記載例】



※代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。(単なる代理投票の場合は記載しない)

※代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が投票者欄(選挙人)の名前を書くこと。

お知らせ

当 方は、公職選挙法の定めるところにより
の方の申出により、当 内で不在
者投票ができることになっていきます。

つきましては、来る4月7日に執行されます
矢板市長選挙の不在者投票を次により行いますので、当
内で不在者投票を希望される の方は、事務局まで申し
出てください。

一 投票日時

令和6年 4月 日（ ）

午 時 ～ 午 時

二 場 所

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上、おいでくださるようお願いいたします。

長

矢板市選挙管理委員会

〒329-2192 矢板市本町5番4号

電話 0287-43-6219 FAX0287-43-6130